

# 新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領の修正概要

## 1 修正の経緯

協力会社に関する規定において、実施要領3(8)ウが「人」に対する制限なのか、「会社」に対する制限なのか。また、その規定が配置予定技術者を配置する際の協力会社の最大数なのかが、不明確となっており、プロポーザルに参加を検討している者に混乱を生じている。

実施要領における関係箇所

実施要領 p. 4

配置予定技術者の所属条件

| 配置予定技術者          | 単体企業 |      | 設計共同体 |     |      |
|------------------|------|------|-------|-----|------|
|                  | 単体企業 | 協力会社 | 代表構成員 | 構成員 | 協力会社 |
| 建築設計統括技術者（管理技術者） | ◎    | —    | ◎     | —   | —    |
| 建築設計主任技術者        | ◎    | —    | ○     | ○   | —    |
| 構造設計主任技術者        | ○    | ○    | ○     | ○   | ○    |
| 電気設備設計主任技術者      | ○    | ○    | ○     | ○   | ○    |
| 機械設備設計主任技術者      | ○    | ○    | ○     | ○   | ○    |
| コスト管理主任技術者       | ○    | ○    | ○     | ○   | ○    |

◎：特定の企業等に所属      ○：いずれかに所属

実施要領3(8)ウ：

**協力会社の者が**配置予定技術者となる場合は、他の参加者の配置予定技術者となることは可能とするが、**最大3者まで**とする。

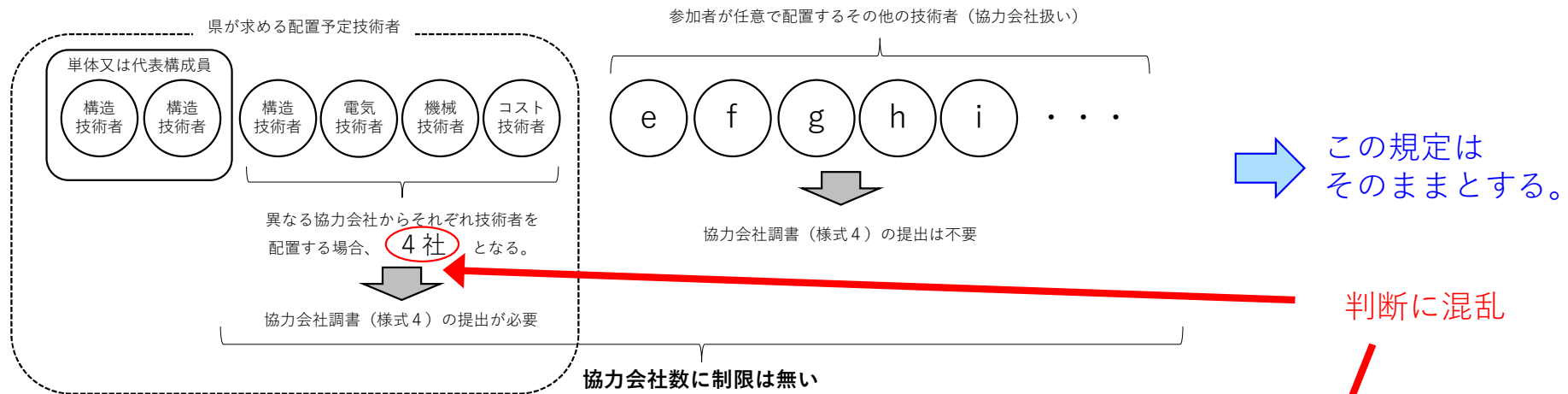
## 2 対応内容

実施要領3(8)ウの規定を削除し、協力会社がプロポーザルに参画する際の重複制限を設けないこととする。

# 協力会社についての補足説明

「配置予定技術者を配置する際の協力会社の最大数」と「配置予定技術者を配置する協力会社が重複できる数」の考え方に混乱が生じているため、実施要領3(8)ウの規定を取りやめる。

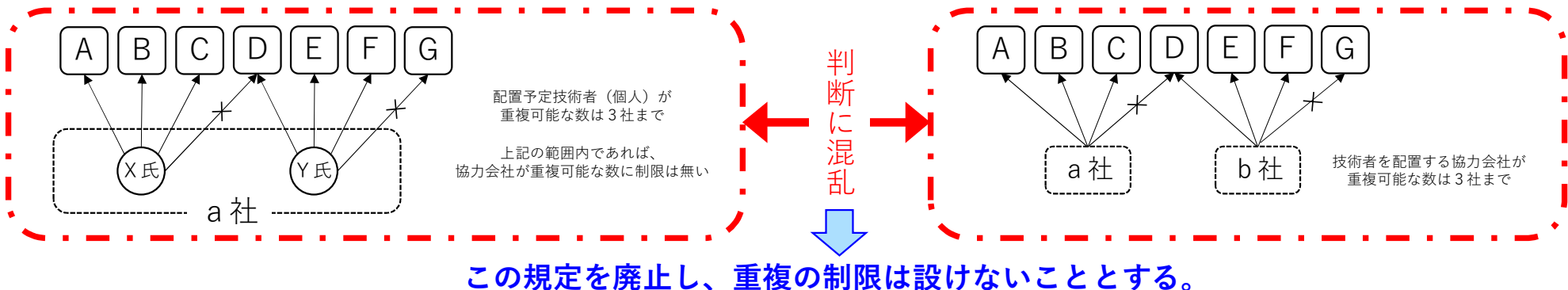
1 協力会社の数に制限はない。



2 配置予定技術者の重複は3者までとしている。

（実施要領3(8)ウ：**協力会社の者が**配置予定技術者となる場合は、他の参加者の配置予定技術者となることは可能とするが、**最大3者**までとする。

(1) 配置予定技術者として参加する場合



(2) 配置予定技術者を配置しない場合

